

第5章 欧州通常戦力（CFE）条約

第1節 概要

1. 目的

CFE（Conventional Armed Forces in Europe）条約は、冷戦時の東西両陣営の対峙を前提として、北大西洋条約機構（NATO）とワルシャワ条約機構（WTO）との間で、低レベルでの通常戦力の均衡を図ることを目的として1990年に作成された、第2次世界大戦後初の通常戦力に関する軍備管理・軍縮条約である。92年7月の欧州安全保障協力会議（CSCE）首脳会議で、同条約は事実上発効した。2000年12月現在30か国が締結している。

2. 対象

同条約は、大西洋からウラルに至る広大な領域を対象とし、5つのカテゴリーの通常兵器（戦車、装甲戦闘車両、火砲、戦闘用航空機及び攻撃ヘリコプター）について、東西両グループの保有の上限を定め、保有上限を超える装備を削減すること、その削減方法や条約遵守状況を検証するための厳格な査察を実施することなどが定められている。

3. 成果

この条約により、既に7万点以上の各種兵器が削減され、特に旧ソ連の大規模侵攻、奇襲能力の低下が図られた結果、中部欧州地域での通常戦力の不均衡が是正されたと評価されている。

第2節 CFE条約適合化合意

1. 交渉の経緯・成果

90年代に入り、冷戦終結に伴うワルシャワ条約機構の消滅や、90年代中頃からのNATO拡大などによる欧州における劇的な戦略環境の変化にこの条約を適合させるべきとの認識が締約国間で高まり、97年1月からいわゆる条約の適合化交渉が開始され、99年11月の欧州安全保障協力

機構（OSCE）イスタンブール首脳会議で、条約適合のための合意文書が署名された。

この交渉で、従来の東西両ブロックごとの保有制限を、国別・領域別保有制限（締約国の領域内に配備される外国駐留軍の兵器量を含んだもの）に変更することが合意され、その保有上限の変更幅が設定された。さらに、変更の場合は90日前までにすべての締約国に通知することなどが義務付けられた結果、兵器増強の透明性、予見性が確保され、信頼醸成に寄与することとなった。

また、NATO 新規加盟国のハンガリー、チェコ、ポーランドに対しては、平時に外国軍兵器を配備しないことが条約上確保され、NATO 拡大に対するロシアの懸念に一定の配慮が示された。さらにロシアは、チェチェンなどの民族紛争が多発し、NATO との最前線となる自国の北カフカス軍管区などにおける厳格な保有制限の緩和を求めていたが、制限対象面積の縮小、装甲戦闘車両の保有上限の上方修正などが認められたことにより、軍の自由な移動が確保され、この点においてもロシアの懸念が手当てされることになった。

2. CFE 条約適合化合意の意義

ロシアでは、近年の経済困難による軍事予算の逼迫、NATO の東方拡大といった状況において、現状の通常戦力バランスでは NATO 軍に勝てないという危機感が軍部に存在していたが、上述の合意により、NATO 側の通常戦力が漸減したのに対し、ロシア側はほぼ現状を維持し、両者の通常戦力の不均衡がある程度是正された。これにより、ソ連の崩壊以降の欧州正面における通常戦力の劣勢等を踏まえ、核兵器の先制不使用政策を撤回したロシアの核使用の敷居を高める効果をもたらすものと見ることもできる。これは、今後予想されるバルト3国などの NATO 加入に向けて、ロシアの懸念を払拭するための NATO 側の妥協の結果と考えられる。